# 令和4年度 都留市公立大学評価委員会第1回会議の審議要旨

評価委員 原委員、村田委員、谷内委員、小俣委員、青山委員

## 【概要】

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 42 条の 2 第 1 項及び地方独立 行政法人法施行令第 8 条の規定に基づき、公立大学法人都留文科大学の出資等に係 る不要財産の納付について、第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づき、意見を求める。

また、それに伴い公立大学法人都留文科大学定款の一部を改正するにあたり、地方独立行政法人法第8条4項の規定に基づき、あわせて意見を求める。

## ① 出資等に係る不要財産の納付

#### 1. 該当用地

地目	所 在 地	面積(m²)	価格(円)
学校用地	都留市田原三丁目 1575-1	187. 17	6, 960, 000
学校用地	都留市田原三丁目 1575-3	210.94	3, 150, 000

# 2.納付の相手方

都留市

## 3. 当該出資等に係る不要財産を都留市に納付する理由

当該土地については、隣接市道を利用する学生の安全性の観点から、市道拡幅工事の範囲については、市に返還するのが望ましいため。なお、市道となるため、大学の教育研究用としては将来的に使用しない。

### ② 定款の一部改正

上記の不要財産を都留市に納付することを踏まえ、公立大学法人都留文科大学定都留文科大学の定款の一部を改正する。

変更前			変更後			
所 在 地	地目	面積(m²)	所 在 地	地目	面 積 (㎡)	
都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20, 358. 00	都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20, 170. 83	
都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1, 537. 00	都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1, 326. 06	

#### 【評価委員の意見】

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項に規定する不要財産の納付の認可及び法第8条第2項の定款の変更については、意見はない。